

水害・台風、竜巻等風害 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

1 町民に対する防災意識の高揚

自らの身の安全は自らが守るということが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は町民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

町、県及び防災関係機関は町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、町民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（1）普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- (ア) 防災・防火講演会、出前講座等の開催
- (イ) 防災マップ、洪水ハザードマップ、パンフレット等の配布
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- (エ) 電話帳（NTTハローページ）における避難場所等の周知
- (オ) インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- (カ) 防災（水防、火災等）訓練の実施
- (キ) 防災器具、災害写真等の展示
- (ク) 入山者等への防火意識の啓発

イ 消防団員等による巡回指導

町は消防団員等による地域の巡回を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域

の場所、風水害発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所の周知を行い、防災知識の普及を図る。

ウ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町はインターネット等ＩＴ技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災週間（8月30日から9月5日）
- イ 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）
- ウ 水防月間（5月1日から5月31日）
- エ 山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日）
- オ がけ崩れ防災週間（6月1日から6月7日）
- カ 土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）
- キ 雪崩防災週間（12月1日から7日）
- ク 秋の全国火災予防運動（11月9日から15日）
- ケ 春の全国火災予防運動（3月1日から7日）
- コ とちぎ防災の日（3月11日）

3 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町は安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ア 危険物、火薬類、高压ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- イ 病院、社会福祉施設
- ウ ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

5 防災に関する教育

- (1) 町は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、防災活動を遂行できるよう、講習会、研修会を開催し、または防災手引書、その他のテキストを配布し、指導者の養成を含む防災教育訓練の普及徹底に努める。
- (2) 一般住民に対しては、住民1人ひとりが常に防災に関心を持ち、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、地域における自主防災組織の育成を始め、防災意識の普及啓発を推進する。
- (3) 児童、生徒等に対しては、学校教育やその他学習会の中で、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどの防災の知識を普及させ、防災教育の推進を図る。

(4) 防災上重要な施設の管理者等に対しては、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

6 防災に関する調査研究

災害は広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への対応

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

8 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

9 職員向け災害救助法の研修の実施

町は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき災害に速やかに対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

1 町民個人の対策

町民は、一人ひとりが自らの身の安全は、自らで守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する防災意識の高揚を図る。

○町民が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した風水害被害状況
- エ ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難経路・避難所等の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（NTTや携帯電話会社が提供する災害用伝言サービス活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強の実施

- (5) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
- (6) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法など）
- (7) 町又は地域（自治会、自主防災組織）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (8) 地域（自治会、自主防災組織）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力

2 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織の役割

大規模な震災が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帶して活動を行う。

(2) 自主防災組織の対策

ア 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確

認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作製するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

イ 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通じて、これらの資機材の使用方法の習熟を図る。

ウ 防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

エ 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関、地域防災活動推進員、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

オ 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通じて、災害時の応急対策活動における組織の活動体制、消防機関や他自主防災組織との連携体制を確立する。

3 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

町、県は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

※事業継続計画の概要

事業継続計画(BCP : Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

4 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地方の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活性化総合計画等の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報

5 婦人防火クラブ等の育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

6 災害関係ボランティアの環境整備

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を推進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

町、町社会福祉協議会は、町民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ア ボランティアに係る広報の実施
- イ 災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施
- ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- エ ボランティア団体の育成・支援

(2) 行政とボランティア団体との連携

町は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うN P O 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防本部、消防団、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助が相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

1 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施するものとする。

実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助、共助による活動を重視する。

また、町は災害時に応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次の訓練を主に実施する。

- (1) 職員参集、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- (2) 情報の収集・伝達、広報訓練
- (3) 避難誘導、避難場所、救護所設置運営、炊き出し訓練
- (4) 消火・救出・救助訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 交通規制訓練
- (7) 応急救護・応急医療訓練
- (8) ライフライン応急復旧訓練
- (9) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (10) 救援物資・緊急物資輸送訓練
- (11) ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- (12) 広域応援訓練
- (13) 避難行動要支援者避難支援訓練
- (14) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

2 防災図上訓練

町は、県及び防災関係機関等と連携し、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を実施する。

特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

3 非常召集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため大規模災害を想定した非常召集訓練を実施する。

4 通信訓練・情報伝達訓練

町は被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

5 水防訓練

町は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を実施する。

6 土砂災害・全国防災訓練

町は、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等による住民の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

7 火災防ぎょ訓練

町は、消防本部と連携し、大規模火災及び山林火災発生時において円滑な応急対策が実施できるようホテル・旅館等の建物火災防ぎょ訓練、山林火災防ぎょ訓練を実施する。

8 町民、自主防災組織、事業所の訓練

町は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を推進することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助、共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難行動要支援者避難支援訓練

第4節 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や那須町要配慮者対応マニュアルに基づき情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でないもの）などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者は、高齢化の進行等により、増加傾向が続いている、今後も増加していくものと思われる。

各地の災害において、高齢者が犠牲となる割合が高くなっていることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

2 地域における安全性の確保

避難行動要支援者の安全確保を図るため、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、町は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することとなった。このため町は、平成24年8月に策定した「那須町要配慮者対応マニュアル」に基づき、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

資料2-15 那須町要配慮者対応マニュアル

（1）町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- ア 避難支援等関係者となる者
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- ク その他必要事項

（2）避難行動要支援者名簿の作成

- ア 要配慮者の把握

町は、消防本部等、消防団、警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に関わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者と定め、避難支援に必要な避

難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(3) 地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためにには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

ア 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防本部等、消防団、警察、自主防災組織、民生委員等、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、情報の共有にあたっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

イ 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別計画として定める。

(5) 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。

また、様々な媒体を利用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

(6) 緊急連絡体制の確保

町は災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

(7) 幼児対策

町は、保育園・幼稚園等の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(8) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

町は公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて、必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

町は県と連携し、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設(乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等)のうち、スプリンクラーの設置義務施設については、早急に設置を指導するとともに、設置義務がない施設に対しても設置を促進する。

(2) 緊急連絡体制の確保

町は社会福祉施設に、災害時に必要な情報を確実に連絡できる通信手段の体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 夜間体制の充実

町は県と連携し、社会福祉施設の責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導する。

(5) 土砂災害危険箇所の情報提供等

町は、県と連携・協力して、土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設の管理責任者に対し、土砂災害危険箇所及び避難場所、土砂災害の前兆現象の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(6) 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、一時避難が可能なよ

う配慮する。

5 在町外国人に対する対策

(1) 外国人（日本語の理解が十分でないもの）への防災知識の普及

町は、外国人（日本語の理解が十分でない者）に対して、県と協力して自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）を推進する。

(2) 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ア 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- イ 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

(3) 災害時外国人サポーターの確保

町は、災害時に外国人（日本語の理解が十分でないもの）に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

(4) 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、町は食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制の整備をする。

1 食料、生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 町民の備蓄推進

町民は災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品のほか、3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、防災マップ、広報紙、インターネット等各種媒体を通して町民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

(2) 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

さらに、防災関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料、及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

今後、県の地震被害想定等を参考に目標数量を設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

(3) 備蓄体制の整備

町は緊急に必要となる次のような食料や生活必需品等を災害物品備蓄倉庫及び那須消防署を中心に現物備蓄する。

○備蓄品目

飲食料	水、アルファ米、かゆ、ソフトパン等
生活必需品	毛布、ふとん、懐中電灯等

(4) 調達体制の整備

災害発生時に必要な食料及び生活必需品の調達体制の整備を図るため、卸売業者、小売業者等と食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結を推進する。

○調達品目

食料	弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳 等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品 等
光熱材料	灯油、ポリタンク、LPGガス、コンロ、木炭 等
要配慮者等用	特別用途食品、粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ 等
医薬品	衛生材料、救急医療セット 等

(5) 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

2 医薬品、医療救護器材等の備蓄、調達体制の整備

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の備蓄体制を整備する。

3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、地域の実情に応じ必要とされる資機材を中心に備蓄、調達体制を整備する。なお、必要に応じ、近

隣市町村との共同備蓄の推進に努める。

4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

5 物資の供給体制及び受入れ体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 災害に強い町づくり

災害に強い町づくりを行うため町は、国、県等の都市整備に関する各種機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備を推進し、総合的な施策を展開する。

1 災害に強いまちづくり

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。よって、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定を推進するなど、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の推進が必要である。

(2) 防災機能を有する施設の整備

国、県、町等の関係機関は相互連携により、土地区画整備事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

町は食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、町及び県は、太陽光や小水力などに恵まれているという地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

5 火災延焼防止のための緑地整備

町は、避難場所として利用される公共施設及び学校等緑化に関しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

6 臨時ヘリポートの整備

県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者と協議して選定し、必要に応じて通信機器等の機材を整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要綱」に基づき県に報告を行う。

第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大していることから、これらの災害で、尊い人命が失われている現状にある。

土砂災害・山地災害の対策として、関係法令に基づき、砂防、治山事業等のハード面と警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）から町民の生命、身体及び財産を守るため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、町及び県は連携して次の対策を実施する。

（1）基礎調査の実施

県は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施後、区域の見直しが必要な箇所にあっては、再度調査を実施する。

（2）土砂災害警戒区域の指定等

ア 県は、町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

イ 町は、警戒区域の指定があった場合、町地域防災計画において、警戒区域毎に次に掲げる事項について定める。

（ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（オ）救助に関する事項

（カ）警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域内の住民及び要配慮者利用施設に配布する。

（3）土砂災害特別警戒区域の指定

県は、町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制等

- ウ 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告等による移転者への融資、資金の確保 等

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除

ア 土砂災害警戒区域の解除について

見直し調査や土地の区画形質変更等により、土砂災害の発生原因が消滅した場合、或いは地形の状況により明らかに土砂等が到達しない範囲が指定地内に認められた場合などに限り、土砂災害警戒区域の全部又は一部について解除する。

イ 土砂災害特別警戒区域の解除について

砂防事業等による対策工事、開発工事に関する対策工事の完了等により、土砂災害防止の観点から、土砂災害特別警戒区域内の土地の安全性が確保され、指定の理由がなくなった場合、土砂災害特別区域の全部又は一部について解除する。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害に関する情報の収集および伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成・公表及び当該計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した当該計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

町は、当該計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料2－16 土砂災害警戒区域内に位置する町内要配慮者利用施設

3 地すべり防止対策

地すべり危険箇所の実態調査、防止工事、指定区域の管理については「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）により県が行うこととなっている。

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・雨量等の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路等のクラック
- ・落石や小崩落の発生等

4 山地災害防止対策

山地災害危険地区は山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区に分かれており、県はこれらについて、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。

町は、県と協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害防止の未然防止及び被害の軽減を図る。

5 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険箇所に対して、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、その対策を順次実施している。

(1) 危険箇所の実態調査

県及び町は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占用者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

(3) 土地所有者等に対する防災措置

ア 土地所有者等に対する指導

町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、町と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

イ 融資制度の周知

県及び町は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者が、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

(4) 住民等への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

6 土石流防止対策

栃木県の土石流危険渓流は、県下全域に分布しており、これらの土石流の危険渓流防止対策については、昭和57年9月7日付け建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に従って、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を順次実施しており、併せて土石流危険渓流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。

(1) 砂防指定地の指定

県は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

(2) 砂防工事の推進

県は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

(3) 警戒避難体制の確立

県は、警戒避難体制の確立を図るため、土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備について、関係市町を指導する。

(4) 住民への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（県土整備部）及び町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、

町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・溪流の流末が急激ににごりだした場合や流木がまさりはじめた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。)
- ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

資料2-3 地すべり危険箇所（県土整備部所管）一覧表

資料2-4 山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表

資料2-5 急傾斜地崩壊危険箇所

資料2-6 土石流危険箇所溪流

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や洪水等から被害の軽減を図るため水防施設等を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報等の警戒情報伝達体制の整備を推進する。

1 水防管理団体、居住者等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体（町）は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（町長）は平常時から消防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

町内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

水防管理者（町長）は県の水防計画に応じた水防計画を定め知事と協議し、関係機関に周知する。

3 水防活動体制の整備

(1) 資機材等の整備

水防管理者（町長）は河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫を設置し、次の基準により地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

(2) 水防管理団体水防倉庫備蓄基準（H29・栃木県水防計画より）

資機材名	器具							資材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

4 訓練、研修等による消防団の育成・強化

- (1) 水防管理団体（町）は、平常時から消防団に対する水防に関する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 水防管理団体（町）は毎年出水期に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 水防管理者（町長）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

5 県が指定して洪水予報を実施する河川

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

○那須町に關係する河川

河川名	観測所	基準水位			
		水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
那珂川	晩翠橋	2.0m	2.8m	5.0m	5.5m
余笠川	中余笠橋	1.3m	1.8m	2.3m	2.8m

6 洪水予報の種類並びに発表基準

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表基準
○○川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
○○川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
○○川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。
○○川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。

7 浸水想定区域における対策

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、5により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るために、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町に通知する。

町は、浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域毎に、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

ア 洪水予報の伝達方法

イ 避難場所

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

オ 高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

カ 町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

また、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

さらに、町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

8 水防警報伝達体制の整備

県（県土整備部）は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

○水防警報の内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川の状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対策を指示するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超える災害の起ころる恐れがあるとき。	水位、流量等その他の河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

9 河川管理施設等の水害予防対策

(1) 河川管理施設等

ア 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るために、必要に応じて巡回点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の

備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

イ 事業計画

(ア) 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

(イ) 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

(2) ダム施設（多目的、利水ダム）

ア 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

イ 保守管理目標

ダム施設の管理者は、ダム検査規定で定められている河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第9節 積雪・雪崩対策

豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

町は、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく豪雪地帯として指定されている。

豪雪地帯においては、県が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を推進していく。

2 積雪対策

(1) 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県及び町は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ア 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- イ 防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ウ 路盤改良
- エ 流雪溝の設置
- オ 堆積帯、チェーン着脱帯の確保

(2) 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、町及び県は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ア 除雪機械の整備充実
- イ 除雪要員等の動員体制
- ウ 所管施設の点検
- エ 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- オ 備蓄品の保管庫の整備

また町は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

(3) 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

(4) 道路除雪の優先付け

道路管理者（建設課）は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

また、道路除雪について優先基準の明確化を図る。

(5) 町民に対する広報

町やライフライン関係機関は、停電等の復旧情報について迅速に町民に対する広報に努めるものとする。

3 雪崩対策

県は、森林が果たしている雪崩防止機能を高度に発揮させるための森林の整備や雪崩危険箇所のうち緊急度の高い箇所からの雪崩防止工事を実施する。

町は、県と連携して、雪崩危険箇所周辺の住民及び要配慮者関連施設等を中心に広く危険箇所の周知を行う。

資料2－7 雪崩危険箇所及び雪崩危険箇所に準ずる箇所一覧表

第10節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、県、町、関係施設等の管理者は、施設整備等の予防対策を実施する。

1 農地、農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県の補助事業により改善するよう指導する。

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水期、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県及び町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第11節 気象情報収集・伝達体制の整備

台風、豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るために、町は警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報の収集

町は栃木県防災行政ネットワーク等を通じて、気象注意報・警報等の情報収集に努める。なお、宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報などの主な防災気象情報は次のとおりである。

(1) 主な防災気象情報

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) <大雨に関する情報 /台風に関する情報 等>	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説。	台風など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表される。情報の有効期間(注意が必要な期間)は発表してから1時間が目安。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページ「レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様に注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある最も頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。	避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒をよびかける。

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧等により大雨、暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表。 ※ 大津波3m、噴火警報レベル4以上は特別警報相当とする。	重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている旨を住民に周知すると共に、既に実施済みの避難勧告等の対象区域の範囲や措置の内容を再度確認する。
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫等に対して水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、宇都宮地方気象台と栃木県河川課が共同して発表する。	市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに住民の自主避難への警戒を呼びかける。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で県と宇都宮地方気象台が共同で発表。	市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しないような短時間の大雨(1時間雨量110mm以上)を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析: 解析雨量)したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。

(2) 宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表基準

○那須町の気象注意報・警報の種類及び発表基準 (次の基準を上回ると予想される場合に発表)

種類	発表基準
警報	暴風警報 平均風速 20m/s 以上 (那須高原(アメダス)25m/s 以上)
	暴風雪警報 平均風速 20m/s 以上 (那須高原(アメダス)25m/s 以上) で雪を伴う
	(浸水害) 表面雨量指数基準 15 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 135 ※ 大雨警報には括弧を付して大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害、土砂災害)として、特に警戒すべき事項が明記される。

種類		発表基準	
警報	洪水警報	流域雨量指数基準	黒川流域=28.1、黒田川流域=11.3、四ツ川流域=10、八景堀川流域=6.7、上黒尾川流域=4.3
		複合基準	那珂川流域=(13,34.6)、上黒尾川流域=(9,3.8)
		指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、余笠川〔中余笠橋〕
	大雪警報	24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地で70cm以上	
注意報	風雪注意報	平均風速12m/s以上(那須高原(アメダス)17m/s以上)で雪を伴う	
	強風注意報	平均風速12m/s以上(那須高原(アメダス)17m/s以上)	
	大雨注意報	表面雨量指数基準 12	
		土壤雨量指数基準 81	
		流域雨量指数基準	黒川流域=22.5、黒田川流域=9、四ツ川流域=8、八景堀川流域=5.4、上黒尾川流域=3.4
	洪水注意報	複合基準	那珂川流域=(10,24.9)、余笠川流域=(6,22.8)、黒川流域=(10,22.5)、上黒尾川流域=(9,2.7)
		指定河川洪水予報による基準	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、余笠川〔中余笠橋〕
	大雪注意報	24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上	
	濃霧注意報	濃霧によって視程が100m以下	
	雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合	
	乾燥注意報	最小湿度が30%以下で実行湿度が60%以下	
	なだれ注意報	24時間降雪の深さが30cm以上。又は40cm以上の積雪があつて日最高気温6℃以上	
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)が予想される場合	
	霜注意報	早霜・晚霜期に最低気温4℃以下	
	低温注意報	最低気温が夏期に16℃以下が2日以上継続、冬期に-9℃以下	
	記録的短時間雨量情報	1時間雨量 110mm	

(注1) 「表面雨量指数」とは短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、タンクモデルで算出した流出量に地形補正係数を乗じて算出する。

(注2) 「土壤雨量指数」とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す。解析雨量、降水短時間予報をもとに算出する。

(注3) 「流域雨量指数」とは降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域、時刻に存在する流域の雨水の量を示す。解析雨量、降水短時間予報をもとに算出する。

(注4) 「複合基準」とは表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

(伝達経路)

宇都宮地方気象台 → 栃木県(危機管理課・消防防災課) → 那須町、消防本部 → 住民

2 観測体制の強化

(1) 河川水位データの観測所

要水防河川に設けられている水位観測所から水位情報を入手し水防体制に万全を期す。

○那須町の水位観測所

河川名	観測所	所轄事務所	基準水位 (m)			
			水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (危険水位)
余笛川	中余笛橋	大田原土木事務所	1.30	1.80	2.30	2.80
余笛川	稻沢陸橋	〃	1.95	2.15	-	-
黒川	栃福橋	〃	0.90	1.40	-	-
黒川	新田橋	〃	1.50	1.80	-	-
那珂川	晩翠橋	〃	2.00	2.80	5.00	5.50

(2) 雨量データ観測体制の強化

ア 観測点の維持・管理

消防本部、関係機関は、要水防河川の災害履歴、危険地域、既存設置の設置状況を考慮し、必要な雨量データ観測所の維持、管理に努める。

イ 雨量情報の共有化

気象庁、県、消防本部等が管理している雨量計のデータを相互に活用するため、雨量情報を共有できる体制に努める。

○那須町の雨量観測所一覧表

観測所名	所在地	設置場所	河川名	所 轄
黒田原	寺子乙3967-94	那須消防署	余笛川	消防本部(気象観測システム)
湯本	湯本213-332	湯本分署	湯川	〃
芦野	芦野1867-1	芦野支所	奈良川	〃
伊王野	伊王野1440-3	伊王野支所	三蔵川	〃
綱子	豊原945	綱子消防詰所	黒川	〃
大谷	大島1988	共同利用模範牧場	黒川	〃
大畠	大畠1039	大畠消防詰所	三蔵川	〃
寄居上郷	寄居1886	寄居上郷集会所	奈良川	〃
池田	高久丙4361-5	湯本浄化センター	四ツ川	〃
ロープウェイ	湯本字那須岳国有林 137林班二、8小班		余笛川	大田原土木事務所
那須湯本	湯本字古屋敷181-23		湯川	〃
黒尾谷	高久乙字遅山外1国有林 121林班ろ小班		高尾股川	〃
芦野	芦野1852-1	芦野山村広場	菖蒲川	〃
矢の目	豊原甲字沼尻1-1	矢の目ダム管理棟	板敷川	〃
沓掛	沓掛834	雨量水位観測所	余笛川	〃

○地域気象観測所（アメダス） 気象庁管理

種類	観測所名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ
地気	那須高原	大島1988	37° 07.4'	140° 02.1'	749m

第12節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各種通信事業者及び放送事業者は災害時に果たす役割的重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

1 防災行政無線（同報系）の整備

町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難勧告・指示の伝達手段として、現在ある防災行政無線（同報系・移動系）を利用し、円滑な災害情報の伝達を図る。

資料2-9 防災行政無線（移動系）配備一覧

資料2-10 防災行政無線（同報系）配置一覧

2 栃木県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークの運用について、震災によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

（1）栃木県防災行政ネットワークの概要

ア 地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図る。

イ 県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関128箇所を衛星系と移動系で整備している。

ウ 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。

エ 危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

3 その他の住民伝達手段の整備

町は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、携帯電話等による緊急速報メール、登録制メール、テレビやインターネット等によるSアラートの活用、災害時優先電話等幅広く強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

第13節 避難体制の整備

町は、災害発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者の混乱を少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、避難に関する知識を町民に対し周知徹底する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定を行う。また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか避難した住民を受け入れる施設として適切であるか隨時確認を行い、適切でないと判断された場合（4）に記載の事項に留意し適切な整備または、指定替えを行う。

新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに住民に周知するとともに県に対して報告を行う。

ア 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

(ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(イ) 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

(ウ) 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

(エ) 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

(2) 指定避難所の指定

ア 町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

イ 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

(ア) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

(イ) 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことも留意すること。

(ア) 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

(イ) 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

(ウ) 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、社会福祉施設、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

(エ) 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(3) 福祉避難所の指定

- ア 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- イ 指定にあたっては、(2)に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
- (ア) 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
- (イ) 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- ウ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

資料2-11 那須町の指定避難所及び指定緊急避難場所

(4) 避難所の整備

○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設において、耐震診断を確保すること
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備に努めること、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備に努めること（特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする）
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化、誘導標識、案内板等の設置に努めること
- ・外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

(5) 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努める。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○主な周知方法

- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・防災マップの配布による周知
- ・広報紙、インターネットによる周知
- ・N T T ハローページ（レッドページ）による周知

3 避難実施・誘導体制の整備

（1）避難基準の設定

町は土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準をあらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

（2）避難準備・高齢者等避難開始発表体制の確立

町は、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備・高齢者等避難開始を発表する体制を確立する。また、情報発表は、避難行動に時間をする避難行動要支援者にも十分配慮したものとする。

（3）避難勧告等の伝達手段の整備

町は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信設備の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

（4）避難体制の確立

ア 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制の確立に努める。

- (ア) 地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと
- (イ) 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと
- (ウ) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること
- (エ) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること
- (オ) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

イ 避難行動要支援者対策

町は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生・児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、県（保健福祉部）及び町は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

ウ 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節4（2）イに準ずる。

エ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町、消防本部及び警察は、デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に對し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

4 避難場所管理・運営体制の確認

町は、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難場所の管理責任者をあらかじめ定め、避難場所がスムーズに開設できるよう責任者への連絡手段、方法等を確認しておく。

資料2-19 避難所運営の手引き

5 防災拠点の種類

○防災拠点

	災害対策活動拠点	災害対策拠点病院
町	<ul style="list-style-type: none">・役場本庁（災害対策本部）・那須消防署・道の駅 東山道伊王野・道の駅 那須高原友愛の森	
県	<ul style="list-style-type: none">・県本庁舎等（県災害対策本部・支部）・市町村本庁舎（市町村災害対策本部）・大規模公園等（広域災害対策活動拠点）・県立高校（地域災害対策活動拠点）	<ul style="list-style-type: none">・那須赤十字病院ほか

6 災害対策活動拠点の整備

災害対策における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

（1）建築物の耐震化

災害対策の拠点となる庁舎については、建て替えに合わせて、計画的に耐震化を推進する。

（2）耐震性貯水槽・防火水槽

災害対策拠点や避難所等に計画的な整備促進を図る。

（3）備蓄倉庫

災害活動拠点の庁舎等において、食料や毛布等の生活必需品の計画的な備蓄を促進するため備蓄倉庫の整備を図る。

第14節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災の被害未然防止・被害軽減のため、町は消防機関と連携して火災予防の徹底に努める。また、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

1 火災予防の徹底

(1) 地域住民に対する指導

町、消防本部、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消防器の取扱方法等の指導を行い、災害における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成

消防本部は防火管理者に対し、消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

(3) 火災予防運動の実施

町は、消防関係機関と連携し、春季・秋季の全国火災予防運動期間中においてポスターの掲示、防火ちらしの配布等の活動を実施し、防火思想の普及と知識の啓発による防火体制の強化を図る。

2 消防力の整備強化

(1) 消防組織の充実強化

町は「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の確立に努める。

特に団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質向上を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

町は「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう、年次計画を立て、その推進を図る。

(3) 消防水利の整備

町は、大規模な火災に備え、消火栓に偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

ア 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

イ 耐震性防火水槽・防火水槽等の整備

町は庁舎等の災害活動拠点、公立学校等の避難場所について、必要に応じ耐震性貯水槽、防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

また、町は県と連携を図り、耐震性防火水槽等の計画的な整備を促進する。

ウ 河川水の緊急利用

本町を流れる小河川を中心に、流水利用についての調査、検討を行い、河川水の有効利用方策の整備を図る。

(4) 消防用資機材の整備

町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・機材の整備促進に努める。

3 消防訓練の実施

町は、消防活動の円滑な遂行を図るためにホテル・旅館等の建物火災及び林野火災の発生を想定し

た消防訓練を実施し、消火、救出・救助、避難誘導等の応急活動訓練を実施する。

4 救急・救助車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

5 地域防災力の向上

消防本部は各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

6 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第15節 医療救護・防疫体制の整備

大規模な災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護・防疫活動を実施できるよう、平常時から初期医療体制及び後方医療体制・防疫体制の整備・充実を図る。

1 初期医療体制の整備

- 町は、県（保健福祉部）及び医療関係機関と連携し初期医療体制の整備を図る。
- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成する。
 - (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
 - (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
 - (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。
 - (5) 救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者に対し、適切な医療を行うため、後方医療体制の整備を推進する。

2 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

災害時における医療救護活動等を行う上で不可欠な情報収集を迅速に行うため、国、県、町、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を整備しており、これを活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

3 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、医療機関は、病院防災マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努めるものとする。

4 防疫体制の整備

- 町は、県及び医療関係機関と連携し防疫体制の確立を図る。
- (1) 防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、県（健康福祉センター）への要請が迅速に行えるよう、連絡方法、要請手段の確認等必要な準備を整えておく。
 - (2) 被災地において感染疾患者または病原体保有者の発生に備え、隔離施設の確保と収容体制の確立を図る。

第16節 建築物災害予防対策

災害時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、建築物の堅牢化、付属物の落下・飛散防止等必要な防災対策を講じる。

1 一般建築物に対する予防対策

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

町及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者に対して指示する。

(2) 特殊建築物の検査、指導

町及び県は、旅館、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適性に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（役場本庁等）
- イ 医療救護活動拠点（保健センター等）
- ウ 応急対策活動の拠点（消防署等）
- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム等、障害者支援施設等）

(2) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を実施する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

第17節 公共施設等災害予防対策

道路、上・下水道等の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や町民生活の安定に重要な役割を果たすため、震災時においてもその機能が確保できるよう公共施設の管理者は、耐震性を強化した施設整備に努める。

1 道路施設

災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 上水道施設

水道事業管理者は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、灯油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、災害による漏えい、その他の2次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

(6) 応急復旧用資器材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資器材の備蓄に努める。

(7) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要な施設を把握し、給水体制の確保に努める。

3 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、あらゆる災害に対して堅牢な構造とともに、河川敷内に伏越し水道橋、放流ゲートを設置する場合は設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

4 火災に対する建築物等の安全化

(1) 消防用設備等の設置と適正な維持管理

町、消防本部及び事業者は多数の人が出入りする事務所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建物安全対策の充実

町、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

(3) 文化財等の安全対策の促進

町は、貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- ア 町は、文化財等の管理団体若しくは所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓等の防火施設・設備の整備充実を促進する。
- ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第18節 文教対策

学校等は学校安全計画を定め、災害発生時の児童・生徒の安全対策に努める。また、文化財等保護のための管理体制を整備する。

1 学校安全計画等の作成

本町にある小学校・中学校、幼稚園の長は（以下「校長等」という。）は「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設整備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理を図る。

2 学校等の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、災害時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

（2）応急対策の備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

（1）防災教育の充実

学校では学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役に立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

（2）避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（3）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

4 社会教育施設の利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

- ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
- イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。
- ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第19節 防災関係機関相互応援体制の整備

被災市町村、消防本部、県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに防災関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

1 市町村相互応援体制の整備

(1) 災害時における市町村相互応援協定

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上でその運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

(2) その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから町は県の区域を越えた市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておくなど平常時から連携体制の強化を図る。

2 消防広域応援体制の整備

(1) 県内消防相互応援体制の整備

消防本部は、一部消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和56年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

3 消防本部、警察との連携体制の強化

町は、大規模災害発生時において、消防本部、警察の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

4 ライフライン等関係機関との連携

町は、大規模な災害が発生した場合に、町民の安全と町民生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の効率的な応急対策が実施できるよう業務内容や町との連携方法を確認し、さらには防災訓練を通じて町とライフライン等関係機関の連携を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

第20節 孤立集落災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、県、町及び住民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

1 現状と課題

本町では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が存在している。

孤立可能性地区で交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び町は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

2 孤立可能性地区の実態把握

町は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

3 未然防止対策の実施

（1）道路の整備

町、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

（2）土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

（3）通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

4 発生時に備えた取り組みの実施

（1）連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

（2）避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

（3）緊急離着陸場の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

（4）孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

（5）住民への普及啓発

町及び県は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

(6) 住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第5節1に記載の町民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第21節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

1 現状と課題

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

2 災害廃棄物等の処理体制の整備

(1) 町の対策

町は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

(2) 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

台風や集中豪雨等により河川の氾濫や洪水等の災害が発生、又は恐れがある場合に、被害の軽減と二次災害の発生を防止するため、町は活動体制を計画し、県、防災関係機関と相互に連携して水防活動体制を確立する。

1 町の活動体制

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立する。

(1) 水害における配備体制

ア 注意体制

町は、町内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、総務課職員（防災担当）は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(ア) 大雨及び台風に関する情報の収集

(イ) 必要に応じて関係課等への通報

(ウ) 必要に応じて町長等への連絡

イ 災害警戒本部の設置（警戒体制）（大雨警報等の発令）

宇都宮地方気象台から町内に大雨等に関する警報が発表された場合、町は災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(ア) 大雨等に関する情報の収集

(イ) 被害情報の把握

(ウ) 関係課等への通報

(エ) 町長等への報告

(オ) 災害情報に関する広報

(カ) 災害応急活動の実施・調整

(キ) 災害対策本部設置の検討

資料編3－1 那須町災害警戒本部設置要綱

ウ 災害対策本部の設置（非常体制）

大雨等による被害が拡大した場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

資料編3－2 那須町災害対策本部条例

○風水害における配備体制

気象情報	配備の種類	災害の様態	体制	対応
注意報	注意体制	小規模の災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合	気象情報等の情報収集を行う体制	総務課は、気象情報の収集に努める。

気象情報	配備の種類	災害の様態	体制	対応
警報 特別警報	警戒体制	中規模の災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合	災害を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害警戒本部を設置し総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、学校教育課、保健福祉課職員は災害応急対策を実施する。
	非常体制	災害が拡大し、大規模な災害となる恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	災害対策本部が設置され、全職員が登庁し、災害応急対策を実施する。

(2) 火災における配備体制

ア 災害警戒本部の設置（警戒体制）（大規模な火災発生）

大規模な火災が発生した場合、町は災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(ア) 火災に関する情報の収集

- (イ) 被害情報の把握
- (ウ) 関係課等への通報
- (エ) 町長等への報告
- (オ) 災害情報に関する広報
- (カ) 災害応急活動の実施・調整
- (キ) 災害対策本部設置の検討

イ 災害対策本部の設置（非常体制）

火災による被害が拡大した場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

○火災における配備体制

配備の種類	災害の様態	体制	対応
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生するおそれのある場合	大規模火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害警戒本部を設置し、総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、学校教育課、保健福祉課職員は、災害応急対策を実施する。
非常体制	大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生した場合	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	災害対策本部が設置され、全職員が登庁し、災害応急対策を実施する。

2 休日又は勤務時間外の体制

日直者又は防災担当者は、消防本部その他からの通報により災害の発生があったときは、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて関係課長に連絡する。

第2節 災害対策本部の運営

災害対策本部（本部長・町長）は総括する事務局を総務課に置き全ての指揮命令は総務部で行う。また、災害対策基本法第24条の規定に基づき、政府の非常災害対策本部が設置されたとき、及び県の災害対策本部が設置されたときは、お互いの情報交換を密にし、連携をとりながら迅速かつ最善の対策を行う。

1 災害対策本部の設置

町に災害が発生し、または発生の恐れのある場合で、災害の応急対策の必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、次の基準により災害対策本部を設置する。

（1）設置の基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 特別警報が発表された場合
- イ 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で町長が必要と認めるとき
- エ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）設置の決定

災害対策本部の設置は、町長が決定する。また、災害発生時に町長から設置についての命令指示等を受けることが不可能な場合は、次の定めにより災害対策本部を設置する。

- ア 町長が不在の場合は、副町長の命により災害対策本部を設置する。
- イ 副町長が設置の決定を下すことができない場合は、総務課長の命により災害対策本部を設置する。

（3）設置場所

災害対策本部の設置場所は那須町役場（本庁）内とするが、災害の発生状況及び被害状況によっては、他の災害対策活動拠点に設置する。

（4）解散の決定

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと町長が認めたとき解散する。

2 関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- （1）栃木県県民生活部危機管理課
- （2）陸上自衛隊第12特科隊
- （3）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- （4）その他防災関係機関

3 災害対策本部の組織

（1）本部長等

災害対策本部は、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とする。

（2）部の組織

災害対策本部条例第3条第1項に規定する部は別記第1（部及び班の組織及び事務分掌）の部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ班の欄に掲げる班を置く。

(3) 部長及び班長

災害対策各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

(4) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

4 災害対策本部の運営

(1) 業務

災害対策本部は次の防災業務を実施する。

- ア 災害救助法の実施に関すること
- イ 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること
- ウ イで作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関すること
- エ 本部の活動体制に関すること
- オ 国、県、他市町村、防災関係機関への応援要請に関すること
- カ 自衛隊の災害派遣の要請、配備に係る調整に関すること
- キ 災害救助法適用の県への申請に関すること
- ク 災害広報に関すること
- ケ 災害対策本部の解散に関すること
- コ その他重要な事項に関すること

(2) 本部会議

ア 災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るために、災害対策本部に本部会議を置く。

イ 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員等をもって次により構成する。

ウ 本部会議は本部長が招集し、主宰する。

エ 本部長は特に必要があると認めるときは、本部会議の構成員以外の者に対し、本部会議の出席を求めることができる。

災害対策本部役職（担当職）	役 職
本部長	町 長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員（総務部長）	総務課長
本部員（総務部副部長）	税務課長
本部員（〃）	企画財政課長
本部員（〃）	議会事務局長
本部員（〃）	会計課長
本部員（救護部長）	保健福祉課長
本部員（救護副部長）	住民生活課長
本部員（〃）	環境課長
本部員（避難部長）	学校教育課長
本部員（避難副部長）	生涯学習課長
本部員（〃）	こども未来課長
本部員（給水部長）	上下水道課長
本部員（応急・復旧部長）	建設課長
本部員（応急・復旧部副部長）	農林振興課長
本部員（〃）	観光商工課長

災害対策本部役職（担当職）	役 職
本部員（　　〃　　）	農業委員会事務局長
本部員（　　〃　　）	ふるさと定住課長
その他本部長が出席を求めた者	

（3）事務局

本部に事務局を置く。事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等を行い、事務局長に総務課長をもってあてる。

ア 本部連絡員

本部会議又は事務局と各部の連絡役として、事務局に本部連絡員を置く。本部連絡員は、次の業務を担当する。

- (ア) 職員動員の所属部班への伝達に関すること
- (イ) 所属部と事務局との連絡調整に関すること
- (ウ) 所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関するこ

（4）各部班の事務分掌

本部の各部班ごとの事務分掌は次のとおりとする。

○部及び班の組織及び事務分掌

部名	班名	班長（班員）	事務分掌
総務部	事務局	総務課長補佐 (防災交通係)	1 災害対策本部の設置、運営に関すること 2 本部会議の庶務に関すること 3 現地災害対策本部の設置、運営に関すること 4 本部長の命令指示等の伝達に関すること 5 避難勧告等の発令、警戒避難区域の設定及びこれらの情報の対象区域住民への周知に関すること 6 災害応急対策実施の総括に関すること 7 災害情報の収集・伝達に関すること 8 警察、消防、その他関係機関との連絡調整に関すること 9 自衛隊の派遣要請に関すること 10 緊急消防援助隊への要請に関すること 11 消防団の出動要請に関すること 12 災害協定を締結している地方公共団体との相互応援に関すること 13 災害協定を締結している企業団体との応援要請に関すること 14 災害対策の記録整理に関すること 15 各避難所との連絡調整に関すること 16 被害状況等の取りまとめに関すること 17 被災者名簿の集計に関すること 18 県等への被害報告に関すること 19 防災行政無線、登録制メール等情報伝達に関すること 20 各部の連絡調整に関すること（本部連絡員） 21 職員の非常招集及び解雇に関すること 22 ほかの班に属さない事項に関するこ

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
総務部	総務第1班	総務課長補佐 (総務係、秘書係、人事係、契約管理係、各支所(本部連絡員)、選挙係)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 緊急輸送車両に関すること 3 災害従事車両の証明書発行に関すること 4 災害の広報に関すること 5 職員の安否確認に関すること 6 職員の勤員及び調整に関すること 7 報道機関との連絡調整及び被害状況等の発表に関すること 8 臨時広報紙の発行に関すること 9 インターネットによる広報に関すること 10 災害状況及び応急対策状況の記録写真撮影等に関すること 11 庁舎の保安に関すること 12 公用車の管理及び配車に関すること 13 車両の配車及び借り上げに関すること 14 応急車両、燃料等の確保に関すること 15 避難者、救援物資の輸送に関すること 16 臨時電話の設置及び自家発電の手配に関すること
	総務第2班	企画財政課長補佐 (企画財政課)	1 電子計算施設の保安措置に関すること 2 情報通信ネットワーク及びコンピュータシステムの復旧に関すること 3 情報機器の点検並びに応急措置に関すること 4 災害対策の予算措置に関すること 5 自治会からの被害情報の収集に関すること
	総務第3班	税務課長補佐 (税務課)	1 広報車等による各種情報(被害状況、避難所の状況、ライフラインの状況等)の広報に関すること 2 災害対策本部からの災害情報の広報伝達に関すること 3 被害状況の情報収集及び調査活動に関すること 4 家屋被害等の実態調査に関すること 5 罹災証明の発行に関すること 6 町税の減免に関すること 7 町税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関すること 8 町税の納税証明に関すること
	総務第4班	議会事務局長補佐 (議会事務局) (監査委員事務局)	1 町議会議員の安否確認に関すること 2 町議会議員への情報伝達窓口の開設及び災害対策本部等からの情報伝達に関すること 3 部内他の班の応援に関すること
	総務第5班	会計課長補佐 (会計課)	1 義援金、見舞金等の受入れに関すること 2 災害応急対策に要する経費の出納に関すること 3 部内他の班の応援に関すること
救護部	救護第1班	保健福祉課長補佐 (保健福祉課) (保健センター)	1 要配慮者等の救護対策に関すること 2 福祉避難所に関すること 3 医療施設の被害状況等に関すること 4 社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること 5 災害救助法の適用及び実施に関すること 6 救助物資の受入れ及び配給に関すること 7 ボランティアの受入れ、支援活動に関すること 8 医師会、医療関係、保健所等の連絡調整に関すること 9 応急救護所の開設に関すること 10 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達、確保に関すること

部名	班名	班長（班員）	事務分掌
			<p>こと</p> <p>11 避難所の健康相談に関すること</p> <p>12 感染症の予防対策に関すること</p> <p>13 災害弔慰金の支給等に関すること</p> <p>14 被災世帯に対する生活保護法、身体障害者福祉法及び介護保険法の適用に関すること</p> <p>15 災害援護資金貸付制度に関すること</p>
	救護第2班	住民生活課長補佐 (住民生活課)	<p>1 臨時総合窓口の設置に関すること</p> <p>2 被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関すること</p> <p>3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること</p> <p>4 遺体の収容及び埋火葬に関すること</p> <p>5 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること</p> <p>6 災害時の住民基本台帳事務に関すること</p>
	救護第3班	環境課長補佐 (環境課)	<p>1 防疫活動に関すること</p> <p>2 防疫薬剤の調達に関すること</p> <p>3 仮設トイレの設置及び維持管理に関すること</p> <p>4 クリーンステーション那須の保安措置に関すること</p> <p>5 塵芥（ゴミ）の収集及びし尿のくみ取り処分に関すること</p> <p>6 犬猫等の死がいの処理に関すること</p> <p>7 放射線量、除染に関すること</p> <p>8 災害廃棄物の処理、がきれ対策に関すること</p> <p>9 ペットに関すること</p>
避難部	避難第1班	学校教育課長補佐 (学校教育課) (調理員)	<p>1 児童、生徒の安否確認、避難誘導等の安全措置に関すること</p> <p>2 学校施設・所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること</p> <p>3 避難所収容被災者の食料及び生活必需品の把握並びに配布に関すること</p> <p>4 炊き出しに関すること</p> <p>5 教育施設の被害調査及び応急復旧計画に関すること</p> <p>6 学用品の確保及び配布に関すること</p> <p>7 帰宅困難児童生徒の保護</p> <p>8 災害時の応急教育に関すること</p> <p>9 被災生徒の育英・奨学に関すること</p> <p>10 避難部各班との連絡調整に関すること</p>
	避難第2班	生涯学習課長補佐 (生涯学習課)	<p>1 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること</p> <p>2 食糧品の調達及び確保に関すること</p> <p>3 炊き出しに関すること</p> <p>4 各避難所への食糧等の輸送に関すること</p> <p>5 文化財等の被害調査及びその応急措置に関すること</p> <p>6 所管施設に避難所を開設する際の協力に関すること</p> <p>7 物資集積所における救援物資等の管理及び仕分けに関すること</p> <p>8 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること</p>
	避難第3班	こども未来課長補佐 (こども未来課) (保育士)	<p>1 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること</p> <p>2 食糧品の調達及び確保に関すること</p> <p>3 炊き出しに関すること</p> <p>4 避難所収容被災者の食料及び生活必需品の把握並びに</p>

部名	班名	班長（班員）	事務分掌
			<p>配布に關すること</p> <p>5 保育園児及び放課後児童クラブ利用児童の安否確認、避難誘導等の安全措置に關すること</p> <p>6 被災母子世帯の保護に關すること</p> <p>7 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付に關すること</p> <p>8 保育施設等との連絡調整に關すること</p> <p>9 帰宅困難園児の保護に關すること</p>
給水部	給水班	上下水道課長補佐 (上下水道課)	<p>1 応急給水に關すること</p> <p>2 水道施設の修理・復旧に關すること</p> <p>3 水道施設の被害状況の取りまとめに關すること</p> <p>4 水道事業者への協力要請に關すること</p> <p>5 下水道施設の修理・復旧に關すること</p> <p>6 下水道施設の被害状況の取りまとめに關すること</p> <p>7 下水道事業者への協力要請に關すること</p> <p>8 水道料金の減免に關すること</p>
応急復旧部	応急復旧 第1班	建設課長補佐 (建設課)	<p>1 避難路、緊急輸送路の確保などの道路、橋りょうの応急修理、その他の緊急措置に關すること</p> <p>2 障害物の撤去に關すること</p> <p>3 応急仮設住宅の建設に關すること</p> <p>4 道路、橋りょうの被害状況の取りまとめに關すること</p> <p>5 急傾斜地の被害状況調査に關すること</p> <p>6 除雪に關すること</p> <p>7 町道の通行禁止・制限等、通行規制に關すること</p> <p>8 災害危険箇所のパトロールに關すること</p> <p>9 被災建築物応急危険度判定に關すること</p> <p>10 被災宅地危険度判定に關すること</p> <p>11 部内他の班の応援に關すること</p>
	応急復旧 第2班	農林振興課長補佐 (農林振興課)	<p>1 米穀の把握と斡旋に關すること</p> <p>2 副食等食糧の斡旋に關すること</p> <p>3 農林畜産物等の被害調査及び指導に關すること</p> <p>4 農家に対する災害融資に關すること</p> <p>5 農家に対する被災証明に關すること</p> <p>6 家畜・鳥獣の被害調査に關すること</p> <p>7 家畜伝染病の連絡調整に關すること</p> <p>8 農地、農業用施設等の被害調査及び応急対策に關すること</p> <p>9 農地森林の被害調査に關すること</p> <p>10 農地流出等に關する被災証明に關すること</p> <p>11 営農資金に關すること</p> <p>12 農地等災害復旧事業補助金の交付に關すること</p>
	応急復旧 第3班	農業委員会事務局長 補佐 (農業委員会事務局)	<p>1 農林畜産物等の被害調査及び指導に關すること</p> <p>2 農業用公共施設の被害調査及び応急措置に關すること</p> <p>3 応急・復旧に係る農地の利用に關すること</p> <p>4 部内他の班の応援に關すること</p>
	応急復旧 第4班	観光商工課長補佐 (観光商工課)	<p>1 所管施設の被害調査及びその応急措置に關すること</p> <p>2 観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握に關すること</p> <p>3 生活必需品等応急物資の斡旋に關すること</p> <p>4 商工会及び商工団体との連絡調整に關すること</p>

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
			5 商工業及び観光施設の被害調査に関すること 6 中小企業者に対する被災証明に関すること 7 陸砂利及び岩石採取の採石場監視に関すること
	応急復旧 第5班	ふるさと定住課長補佐 (ふるさと定住課)	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 被災者生活再建支援法に関すること 3 被災住宅復興資金に関すること 4 応急仮設住宅の管理及び運営に関すること

資料3－3 災害対策本部組織図

5 指揮命令系統

町長不在時において、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、次のような指揮命令系統の確立を図る。

(1) 町長の意思決定

町長不在時の場合は副町長、副町長不在時の場合は教育長が意思決定を行う。

(2) 本部会議運営

本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、事務局長（総務課長）の順位で本部会議の運営を行う。

資料3－4 災害対策本部指揮系統図

6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

第3節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要とするため、町は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

1 24時間情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員（防災担当）は災害発生後、速やかに登庁し、被害情報の収集、防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

町は、栃木県防災行政ネットワークを活用し那須地区消防本部、宇都宮地方気象台からの防災気象情報、気象警報を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

(3) 携帯電話等の配備

災害対策関係職員（防災担当）に対して携帯電話等を配備し、防災メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴ技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

2 被害状況等の情報収集・伝達

町は、大規模な災害が発生した場合、防災行政無線、消防無線、無人航空機（ドローン）等の活用、職員の巡回等により、次に掲げる項目に留意しながら災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努め、県防災行政ネットワーク等により県、防災関係機関に伝達する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム、湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否状況、住民の避難状況
- (4) 人畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食糧、その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

3 被害状況の報告

- (1) 町は災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料3－5 栃木県火災・災害等即報要領

○報告先

県への報告	1 栃木県県民生活部危機管理課 ・県防災行政ネットワーク 500-2136 500-2146 (FAX) ・NTT回線 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)
	2 栃木県県民生活部消防防災課災害対策本部室 ・県防災行政ネットワーク 500-7131 500-7190 (FAX)
国への報告	1 勤務時間内（消防庁応急対策室） ・NTT回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) ・地域衛星通信ネットワーク（平日9時30分～18時15分） 発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033 (FAX)
	2 夜間・休日（消防庁宿直室） ・NTT回線 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) ・地域衛星通信ネットワーク 発信特番-048-500-90-49102 発信特番-048-500-90-49036 (FAX)

4 通信手段の確保

自然災害に関する情報の迅速、的確な収集・伝達を実施するため、町は県、防災関係機関における各種通信手段の確保を図る。

○通信手段の種類

区分	通信手段	説明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市町防災行政無線		市町村の地域において災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備

区分	通信手段	説明
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機(一般加入電話を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定)
	非常・緊急通話用電話	災害時において、災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話(災害時優先電話の設定が必要)
NTT ドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機(衛星携帯電話を含む)
KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防関係の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局無線
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

5 通信手段の利用方法

(1) 町防災行政無線

災害発生時において迅速な情報伝達を確保するため防災行政無線(同報系・移動系)を利用する。

資料3-6 防災行政無線(移動系)体系図

(2) 県防災行政ネットワークシステム

災害に関する情報を県及び防災関係機関に迅速に伝達するため栃木県防災行政ネットワークシステムを利用し情報の適時・適切な収集・伝達を図る。

○主な防災関係機関

機関名	発信特番	発信局番	番号
那須町総務課	98(衛星)	645	321・323
栃木県県民生活部危機管理課	〃	500	2136(災害)
宇都宮地方気象台	〃	701	02
陸上自衛隊第12特科隊	〃	702	02
大田原土木事務所	〃	533	7005
県北環境森林事務所	〃	506	2912
日本赤十字社栃木支部	〃	703	02
東京電力パワーグリッド(株)栃木 総支社	〃	708	02
東日本電信電話(株)栃木支店	〃	710	02

6 公衆電気通信設備の利用

災害時には電話が著しく混み合い、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置をしておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話のかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 衛星携帯電話の利用

町は、災害時において通信の途絶を防止するため、町内の地域孤立が予想される地区に衛星携帯電話を設置している。一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

第4節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木、雪害等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を講じる。

1 監視、警戒

- (1) 町、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。
- なお、被害状況等の把握にあたっては、次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合は、速やかに県に報告する。
- ア 警戒段階
- (ア) 降雨量等の気象情報
 - (イ) 河川の水位、流量等の変化
 - (ウ) 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
 - (エ) 住民の動向
 - (オ) その他災害の抑止に必要な事項
- イ 災害発生初期
- (ア) 人的被害の発生状況
 - (イ) 家屋等建物の被害状況
 - (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
 - (エ) がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
 - (オ) 避難の必要の有無、避難の状況
 - (カ) 道路、交通機関の被害状況
 - (キ) 電気、上下水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
 - (ク) 119番通報の殺到状況
 - (ケ) その他災害の応急活動対策活動に必要な事項
- (2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員（職員等）に堤防を巡視させる。
- なお、堤防の巡視にあたっては、次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。
- ア 堤防の溢水状況
- イ 堤防の亀裂、崩壊
- ウ 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- エ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（町長）は、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防本部の長は、直ちに県関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に關する報告

町は、次の場合には、ただちに所管土木事務所長に報告するものとする。

- ア 消防団が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む)

(2) 水防管理団体の非常配備

水防管理者（町長）が管下の消防団を非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合により発するものとする。

- ・水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合
- ・緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

ア 本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務従事者）の非常配備については、本章第1節で定めた配備とする。

イ 消防団の非常配備

(ア) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- a 消防団の部長以下団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下消防団をあらかじめ定めた警戒配備につかせる。

a 第1出動

消防団員の少数が出動して、堤防の巡回警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

b 第2出動

消防団員の一部が出動し水防活動に入る。

c 第3出動

消防団員の全部が出動し水防活動に入る。

(3) 警戒区域の設定

地域住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(4) 住民に対する避難指示

水防管理者（町長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

3 土砂災害の拡大防止

(1) 点検・応急措置の実施

町、消防機関等は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 避難対策

町、消防機関等は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

5 異常降雪時の対策

町等道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助の実施を行う場合、町は県の補助機関として救助を行う。

1 実施体制

災害によって一定規模以上の被害が生じた場合、被災者に対する災害救助法に基づき、被災者に対し応急的な救助を実施する。

町は県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、県は災害救助法を適用し救助を実施することを決定する。

町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

(1) 住家への被害が生じた場合

- ア 当該市町において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数以上のとき（1号基準）
- イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家の滅失世帯数が、1,500以上のとき。（2号基準）
- ウ 当該市町において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家の滅失世帯数が、7,000以上のとき。
- エ 当該市町村において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき（3号後段基準）
 - (ア) 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - (イ) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき（4号基準）
- ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること
 - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

○市町村災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上100,000人未満	80世帯以上

市町村の人口	滅失世帯数
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

3 災害救助法の適用手続

- (1) 次に掲げる程度の災害について、町は迅速かつ的確に被害状況を収集して県に報告する。
- ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町は、消防防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遗漏、重複、誤認等のないよう留意する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の捜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

5 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- ア 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学

用品の給与等) であること。

- (2) (1) により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は、(1) による通知を受けていない範囲の救助について、災害が発生し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため町は県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

1 実施体制

町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県民生活部・県土整備部）は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

2 避難の勧告・指示

（1）避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合において『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』に基づき降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報の基準等、今後の気象予想や、河川・土砂災害危険箇所の巡回等からの報告を含めて総合的に判断して、必要な範囲の住民に対して発令する。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

知事は、町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難勧告・指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

- ア 水害が拡大し、浸水する住宅の危険が大きいと認められるとき
- イ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- ウ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- エ 土砂災害の危険があるとき
- オ 工作物等の倒壊の危険があるとき
- カ その他特に必要があると認められるとき

資料3-8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

(2) 避難の勧告及び指示の内容

避難の勧告及び指示をする際は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

(3) 避難の勧告及び指示の種類

町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のために立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、その地域の住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

○避難の勧告及び指示の種類

区分	実施者	措置	実施の基準
避難の勧告	町長 ※災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 ※災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難の指示等	町長 ※災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知事 ※災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 ※地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事又はその命を受けた職員、水防管理者 ※水防法第29条	立ち退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 ※災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市町村が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき

区分	実施者	措置	実施の基準
避難の指示等	警察官 ※警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 ※自衛隊法第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また警戒区域の設定には避難の指示ではない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するために特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

町は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

○警戒区域の種類

	実施者	措置	実施の基準
1	町長 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため、特に必要と認められるとき
2	水防団長、水防団、消防職員 水防法第21条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 消防法第28条第1項、第36条第8項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 災害対策基本法第63条第2項 他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	1、2、3の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	1、4の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

4 避難勧告等の周知

(1) 県に対する報告

町長が避難の勧告又は指示を発令したときは、総務課長は発令者、発令の理由、発令の対象区域、発令日時、避難先を明らかにし、記録するとともに、直ちに県に報告する。

(2) 関係機関への連絡

- ア 町長が避難の勧告又は指示を発令したときは、避難場所として利用する施設の管理者に至急連絡し、協力を求めるほか、県の出先機関、警察署又は駐在所等に連絡し協力を求める。
- イ 地域住民が避難のため隣接町内の施設を利用する場合及び避難の誘導経路として使用する場合等は、必要事項を連絡して協力を求める。

(3) 住民への周知方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法による。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- ア 町防災行政無線、拡声器等による広報
- イ 町広報車による広報
- ウ 町職員、消防団、自治会、自主防災組織等の組織を通じた個別訪問による伝達
- エ テレビ、ラジオ等報道機関による伝達
- オ 登録制メールによる伝達

(4) 避難伝達事項

避難の勧告・指示をする場合は、その避難先、場所名及び避難経路、勧告指示の理由を簡潔明瞭に伝え、その状況に応じて避難時の混乱を防ぐため、携行品の制限等、注意事項も同時に指示する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に、要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、消防団等の協力を得て、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 帰宅困難者の誘導

町は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

6 案内標識の設置

町は避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるような対策を講ずる。

7 避難所の開設

- (1) 町は災害により家屋等に被害を受け又は受ける恐れがある者で避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するため避難所を設置する。
- (2) 町は避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し迅速な開設に努める。要配慮者については、介護機能を備えた福祉施設等に受け入れる。
- (3) 町は避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し保護する。
- (4) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (5) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

- (6) 町は避難所を開設したときは、各避難所に避難部の職員を配備させ災害対策本部との連絡調整を図る。
- (7) 町は避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。
 - ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 受入人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

資料 2-11 那須町の指定避難所及び指定緊急避難場所

8 避難所の運営

- (1) 町は自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、N P O法人・ボランティア団体等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。
また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達においては音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 町は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させができる。
- (8) 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (9) 町は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部との情報連絡を行う。
- (10) 町は、各避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 収容者名簿の作成

- イ 収容期間の状況
- ウ 転出先の把握
- エ 食料、物資の配給状況

9 要配慮者への日常生活の支援

(1) 要配慮者への日常生活の支援

町は県（保健福祉部）と連携し、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、適切な調達と派遣による円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

(2) 被災児童等への対策

町は県（保健福祉部）と連携し、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスを実施する。

(3) 在県外国人への対策

町及び県（保健福祉部）は、被災により生じた要保護児童や要援護老人等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

10 こころのケア対策

町は県と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時に応じた取り組みを行う。

11 帰宅困難者対策

(1) 避難場所への誘導

町は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難場所に誘導する。

(2) 避難場所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難場所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて避難場所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

12 町民の広域避難等

(1) 町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者受入れが実施できない場合、町は市町村応援協定により県内他市町村に応援を要請する。

(2) 県域を越えた避難等

災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、県（県民生活部）は、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

13 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

町は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として避難所を開設する等、その受入れに努める。

(2) 避難者の支援

町は県（県民生活部、その他部局）と連携して、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者の地域コミュニティの形成

町は県（県民生活部）と連携して、社会福祉協議会やボランティア、N P O等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

14 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第6節の2 広域一時滞在対策

災害発生により被災した町民の生命・身体を保護するため、被災した町民の居住の場所を町の域外に確保する必要があるときは、町は県、防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

1 制度概要

町は、町域で災害が発生し、被災した町民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した町民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県（県民生活部）と協議を行い、被災した町民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災町民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 県内市町における一時滞在

（1）町の実施事項

ア 町は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災町民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。

このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

イ 町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町からの通知の内容の公示

（イ）内閣府令で定める者への通知

（ウ）県への報告

ウ 町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町への通知

（イ）内閣府令で定める者への通知

（ウ）広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

（エ）県への報告

（2）協議先市町の実施事項

ア 町から（1）アの協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

（ア）自らも被災していること

（イ）町民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

（ウ）地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できること

（エ）その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ 協議先市町は、アの正当な理由がある場合を除き、その市町域内において町民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定

める者に通知しなければならない。

ウ 協議先市町は、イの決定したときは、速やかにその内容を町に通知しなければならない。

エ 協議先市町は、町から（1）ウに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

3 県外における一時滞在

（1）町の実施事項

ア 町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受け入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

イ 町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

（イ）内閣府令で定める者への通知

ウ 町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）県への報告

（イ）県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

（ウ）内閣府令で定める者への通知

（2）県の実施事項

ア 県（県民生活部、以下この項において同じ）は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援総括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受け入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受け入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

イ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

ウ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 他都道府県からの協議

（1）県の実施事項

ア 県（県民生活部、以下この項において同じ）は、他の都道府県から被災住民の受け入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受け入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受け入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。

イ 県は、市町から受け入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受け入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

ウ 県は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

（2）協議先市町の実施事項

ア 県から（1）アの協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住

民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

- (ア) 自らも被災していること
 - (イ) 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - (ウ) 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- イ 町は、アの正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- ウ 町は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- エ 町は、(1) ウの県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣による広域一次滞在の協議等の代行

県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を内閣総理大臣が町に代わって行う。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

6 費用負担

(1) 原則

被災した地方共団体が負担する。

(2) 災害救助法適用時

ア 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第7節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行い。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

1 市町村間の相互応援協力

町は応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害対策の万全を期す。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援

災害が発生し、応急対策を実施するために必要な場合、町長はあらかじめ定められたブロック内の市町長又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。

また、町長は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

○市町村の区分

- ・北那須ブロック 那須塩原市、大田原市、那須町

○応援ブロック

- ・北那須ブロック 日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック

(2) 協定等に基づく相互応援

町は応急対策を実施するために必要な場合は各個別の相互応援協定等に基づき、他市町等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

町は応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 消防相互応援協力

栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊については、本章第7節に定めるところによる。

3 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

(1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
- イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

4 ライフライン関係機関との連携

町は電気、電話などのライフライン等関係機関と連携のもと、ライフラインの迅速な復旧を図るためライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関と位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り次のような復旧方針の調整等を行う。

- (1) 町の災害応急活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

5 自衛隊の派遣要請

(1) 派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、町及び関係機関の努力にもかかわらず住民の安全、財産の保護が困難で事態の収集が不可能な場合
- イ 災害の様相が異常で、特殊な装備等を持つ自衛隊の応援が必要な場合

(2) 派遣要請の範囲

区分	活動内容
1 被害状況の把握	車輌、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬等、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 要請の依頼方法

ア 要請先

栃木県知事（県民生活部経由）

イ 要請方法

町は、県に対して派遣に必要な事項を文書を持って依頼する。ただし、緊急を要する場合はとりあえず電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知する。

要請先	担当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2136	500-2136
陸上自衛隊第12特科隊	第3科	028-653-1551 (内線537)	702-02又は05

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

町は災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

自衛隊活動拠点・・・那須町中央運動公園、余筐川ふれあい公園

イ 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあっせん

町は災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

(ア) 自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

a 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

b 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費

c 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等

(イ) 自衛隊が負担する経費は概ね次のとおりとする。

a 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

b 写真用消耗品費

c 派遣部隊の救援活動中に発生した損害（自衛隊装備に係るものを除く。）に対する賠償費

第8節 救急・救助及び消火活動

災害が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、町は地域住民、自主防災組織、消防防災関係機関と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

1 住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 救急、救助及び消火活動

町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助、消火活動を実施する。

(1) 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は迅速かつ適切な救助活動を実施する。なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救護活動の実施

ア 町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

イ 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターへリまたはドクターカーによる搬送を要請する。

ウ 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、栃木県消防防災ヘリコプター、ドクターへリ等による搬送を要請する。

(3) 消火活動の実施

火災が発生した場合、消防本部は、消防団等関係機関と連携の下、「警防計画」に基づき効果的な消火活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 迅速な消火活動

林野火災においては、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付手動ポンプ等を使った人海戦術による消火、栃木県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使い早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断される場合は、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

ウ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

エ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するなど、飛火警戒にあたり第2次、第3次火災の警戒にあたる。

オ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

3 栃木県消防防災ヘリコプターの運航要請

町は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を実施するため県に対して栃木県消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

栃木県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

(ア) 被災地等からの救急患者の搬送

(イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

(ア) 被災状況等の調査、情報収集活動

(イ) 食糧、衣料、その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送

(ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

(ア) 林野火災等における空中消火活動

(イ) 被害状況調査、情報収集活動

(ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 町長等からの緊急運航の要請

災害等が発生した場合、町長又は所轄の消防本部の消防長は地域、住民の生命、身体財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は県に対し、栃木県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

4 消防相互応援

一の消防機関では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第1次応援体制

受援消防機関（災害を受け栃木県広域消防応援隊による応援を受ける消防機関をいう。以下同じ。）の出動要請に対し、地区内の他の消防機関が応援出動する体制

要請手続： 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、受援地区代表機関代行に応援要請する。

イ 第2次応援体制

受援消防機関の出動要請に対し、県内の他の地区の消防機関が応援出動する体制

要請手続：① 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）及び県（県民生活部）に応援要請する。

② 要請を受けた県は、各消防機関の長に連絡する。

5 緊急消防援助隊

被災地消防機関（大規模災害又は特殊災害が発生した市町を管轄する消防機関をいう。）の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

(1) 要請手続

ア 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、県に応援要請を行う。県は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力を勘定の上、国に対し応援要請を行う。

イ 消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援を行うものとする。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

6 消防本部、警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出、救助活動を実施する。

第9節 医療救護活動

災害時には広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は県、医療機関等と連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

1 町の実施体制

町は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い実施する。

(1) 町の医療救護班の編成

町は、県に準じた救護班を編成する。

災害の状況により町のみでは対応が十分でない場合は、医師会、県、関係機関に協力を要請する。

2 県の実施体制

(1) 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

(2) 災害拠点病院の救護班の編成

拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院（県北）・・・那須赤十字病院

(3) 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、救護班を編成する。

那須郡市医師会・・・3班（医師1名、看護師4名 他に那須赤十字病院3班あり）

(4) DMA T指定病院の整備

DMA T指定病院においては、1チーム以上のDMA Tを編成する。

那須赤十字病院・・3チーム

3 救護所の設置

県の救護班が出動したときは、町は直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所を充てる。

4 医薬品等の確保

救護に必要な医薬品、医療機器等については、備蓄しておくものとするが、一部医薬品については、医療機関及び販売業者の協力を得て在庫品の買い付けを行う。入手困難な場合は県に斡旋を依頼する。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって医療救護を行う。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 期間

災害発生の日から14日以内。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また社会的混乱の著しい場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長する。

6 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期間

分娩した日から7日以内。ただし、上記1に準じ期間を延長することがある。

第10節 緊急輸送活動

被災者の避難、救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、町は国、県、防災関係機関と連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

被災者の輸送は、町が行うものとする。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

2 輸送の対象

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階 救出救命期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 国、県、町等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階 避難救援期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

(3) 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

- (1) 町は地域の現状に即した車両等の調達体制を整備しておく。
- (2) 町は車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。
- (3) 町は必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。
 - ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
 - イ 車両等の種類、台数
 - ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
 - エ 集結場所、日時
 - オ その他必要事項
- (4) 町の保有車両を総出動させるものとするが、不足する場合は次の応援を要請し輸送の確保を図る。
 - ア 輸送業者

- イ 輸送業者以外の住民
- ウ 官公署又は公的団体
- エ 自衛隊

4 輸送体制の確保

町は被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

○物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、防災拠点整備計画に基づく広域・地域災害対策活動拠点（大規模公園、県立高等学校）を物資集積所とする。

広域災害対策活動拠点・・・那須野が原公園 0287 - 36 - 1220 那須塩原市千本松801 - 3

地域災害活動拠点・・・那須高等学校 0287 - 72 - 0075 那須町大字寺子乙3932 - 48

5 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

町は県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、第1次緊急輸送道路から災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお、緊急輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

第1次緊急輸送道路・・・国道4号、東北自動車道

第2次緊急輸送道路・・・大子那須線、稻沢高久線

第3次緊急輸送道路・・・国道294号、那須高原線、大子那須線、黒磯棚倉線、那須西郷線、大田原芦野線、矢板那須線、伊王野白河線

(2) 交通整理の実施

町は、災害時において、交通の混乱が発生するため、警察署に対し緊急輸送道路の確保について要請を行い、消防団員等の協力を得て交通整理を実施する。

6 臨時ヘリポートの確保

(1) 緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

○栃木県消防防災ヘリコプター 那須町離着陸場一覧

管轄	離着陸場	区分
那須地区消防組合	那須消防署	場外
	町中央運動公園	場外
	余笠川ふれあい公園	場外
	那須岳駐車場	場外
	マウントジーンズスキー場	緊急
	第1駐車場	
	那須どうぶつ王国 駐車場	緊急

(2) 自衛隊のヘリコプターの出動を要請した場合の町内の発着適地点（ヘリポート）は次の通りである。

○ヘリポート

所在地	離着陸場	面積	摘要
寺子丙100	町中央運動公園	54,000m ²	大型可
高久丙1-1	那須中学校	10,000 m ²	大型可

寺子乙3932-48	那須高等学校	20,800 m ²	大型可
芦野100	東陽小学校	29,560 m ²	大型可
豊原丙1-1	矢の目ダム	10,000 m ²	大型可

7 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難のための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 死体の搜索のための輸送
- キ 死体の処理のための輸送

(2) 実施期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

(3) 費用の限度額

当該地域における通常の実費

第11節 食料の調達・供給活動

町は被災者、災害応急救助従事者等に対する円滑な食料の供給を行うため、県、防災関係機関と相互に連携して供給体制を確立する。

1 実施体制

- (1) 被災者、災害応急救助従事者等に対する給食は原則として町が実施する。
町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 町及び県(県民生活部)は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。
- (3) 町及び県(県民生活部・保健福祉部)は、要配慮者への配慮を考え、特別用途食品(難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

2 供給の対象

町は次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の供給品目

町は、食料の供給を必要とする者に対して次に掲げる食料の供給を行う。

なお、乳幼児に対しては粉ミルク等を供給するものとする。

- (1) 主食(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- (2) 副食(生鮮野菜、食肉製品、調味料等)

4 食料の調達

町は、食料の供給を実施するにあたり、町備蓄品及び町内外の小売業者から食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料供給の要請をする。

5 避難所における配分方法

町は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、次により配分を行う。

- (1) 自治会等ごとに班を定め、班を単位として配分を行う。
- (2) 配布場所を定め、定時の配分に配慮する。
- (3) 要配慮者を優先し、不平等が生じないよう配慮する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施方法

災害を受けない地域の婦人防火クラブ又は一般住民に対し炊き出しについての協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。

(2) 実施場所

炊き出しは、町内小中学校の給食施設及び町内公共施設等で行う。

(3) 食料の輸送

炊き出しを実施した調理実施場所から食料（主食）を各避難所への輸送を行う。

7 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

災害救助米穀を必要とする場合で、県との連絡がつかない場合は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、農林水産省生産局貿易業務課に災害救助米穀の供給を要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班を編成し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）

- ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）
- ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）
- エ 雑 費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生から7日以内とする。（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第12節 給水活動

災害のために、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

1 実施体制

被災者に対する給水活動は町が実施するものとする。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 給水の対象

災害により飲料水を得ることができない者を対象とする。

3 飲料水の確保対策

町は、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

4 補給水利の種別等

○主な補給水源

水道名	給水区域 人口(人)	水源	主な給水地区	1日最大 給水量
那須上水道	11,080	フチバ水源他	湯本	14,923m ³
	9,590	小島・高津水源他	黒田原、芦野、逃室、他	4,666m ³
	50	大丸水源他	奥那須	1,006m ³
	4,610	大谷・大倉水源他	大谷、大沢、成沢、他	3,269m ³
	800	沼野井水源、	沼野井、稻沢	231m ³
	430	大畠水源	大畠、蓑沢	238m ³

5 基準給水量

- (1) 災害発生から3日目までは、生命の維持に最低限必要な水量として、1人1日3リットルの供給を行うものとする。
- (2) 災害発生4日目以降には、飲料水のほか炊事、洗濯、トイレなど最低生活水準を維持するための必要量として1人1日10リットルの供給を目標とする。
- (3) 通常の生活に必要な水量を供給できるよう給水量の順次増大に努める。

6 給水活動

避難者及び被災者に対し飲料水の供給を次の方法により行う。

- (1) 給水タンク、その他の容器等を利用して、避難所、被災地に運搬供給を行う。
- (2) 消火栓に仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の供給を行う。

7 広報活動

断水地区に対しては断水状況、復旧予定、応急給水場所等について広報車等により広報を行う。

8 給水施設の応急復旧

水道施設のある場所が被害にあったときは速やかに復旧に努める。

9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で、飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第13節 生活必需品等の供給

被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図るため、町は県、防災関係機関と相互に連携して、生活必需品の調達、供給体制を確立する。

1 実施体制

被災者に対する生活必需品等の供給は町が行う。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

3 生活必需品等の確保

町は、販売業者との協定等により生活必需品を調達し供給する。

町において調達することが困難な場合は、県に生活物資の供給を要請する。

4 救助物資集積場所

町は、県及び各市町村等から搬送される救援物資の集積場所をあらかじめ定め、その所在地を関係機関に周知し、物資の集積及び配分を行う。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用される場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 給与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ 食器（茶碗、皿、箸等）
- カ 日用品（石鹼、歯みがき用具、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ク 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

物資の確保、町までの輸送は県が行う。また被災者への支給は町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関が途絶え、物資の購入が困難であるような大規模な大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長する。

第14節 農林業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設に応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

1 家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 町が実施する応急対策

- ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況を把握し県へ通報する。
- イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導を行う。
- ウ その他必要な指示の実施を行う。

(2) 県（農政部）が実施する応急対策

- ア 伝染性疾病予防対策について指導、助言
- イ 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第16節5に準じて行う。

2 農地・農業用施設等の応急対策

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県（農政部）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

3 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町、県（農政部・環境森林部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路を優先的に障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町は県（農政部・環境森林部）と連携し、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

第15節 保健衛生活動

被災地域における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる、心身の不調や感染症に対処するため、町は県、関係機関と協力して保健衛生対策の的確な実施を図る。

1 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

町のみで実施が困難な場合は、県、近隣市町村等に応援を求めて実施する。

2 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう検病調査、健康診断の実施を担当する検病班（救護第1班）並びに避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う衛生班（救護第3班）を編成し、適切な感染症予防活動を実施する。

また、町のみでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に、応援の依頼を行なうとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

(1) 検病調査、健康診断の実施

緊急性に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者、保菌者の早期発見に努める。

また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行なう。

(2) 消毒の実施

被災した井戸、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

ア 床上浸水家屋

各戸に消毒液を配布し、減水後直ちに、床、壁はクレゾール石鹼液で洗浄し、器物などは消毒を行い、便所の消毒については衛生を徹底し、通風を確保するなど、衛生上の指導を徹底する。

イ 床下浸水家屋

減水し乾燥後に消毒し、通風を確保したうえで、石灰を配布し撒布を指導する。

(3) 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

(4) 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねズみの駆除等について指導を行なう。

第16節 遺体の搜索、処理、埋葬活動

大規模災害による被災地の人心の安定を図るため、町は防災関係機関の相互連携により死者、行方不明者の搜索、処理、埋葬を速やかに行う。

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は町が警察、消防等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

なお、町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行なうよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の収容・処置

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際に死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬

を除く。) を行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。）を行うものであること。

イ 内容

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (イ) 遺体の一時保存
- (ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

- a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。
 - b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。
- (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県（保健福祉部）の協力を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

- (ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担。）する。
- (イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

4 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、町は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

- ア 動物の被災状況等について情報を収集する。
- イ 被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送のうえ一時保護する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理台帳の活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

5 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

(2) 実施方法

- ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
- (ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法での埋却又は焼却処理を行う。
- (イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第17節 障害物等除去活動

被災住民の生活の保護と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、町は県、道路等の管理者、防災関係機関と連携し、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去する。

1 住居内障害物の除去

(1) 実施体制

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

ア 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

イ 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

ウ 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第2条で定める額以内。

エ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 河川の障害物の除去

(1) 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

(2) 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

3 道路の障害物の除去

(1) 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

ア 車両移動等の実施

道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ 土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木

その他の障害物の処分を行う。

(2) 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

5 除雪活動

(1) 家屋等の除雪活動

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第18節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する。

1 ごみやがれきの処理

(1) 実施体制

被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で、原則として町が処理する。特に甚大な被害を受けた場合は、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は県に連絡の上、隣接市町、他都県からの応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 排出量の推計

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、家財等の廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からのごみの排出量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 収集運搬

ア 町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。

イ 災害時には、粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合を考えられるので、町は、必要により環境保全に支障のない場所を仮置き場として確保し、搬入先とする。

ウ 災害廃棄物は、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合、道路等に散在し緊急に処理を必要とする場合には、町が収集運搬を行う。

エ 町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

(4) 災害廃棄物の種類ごとの個別対応方針

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

ア 可燃物

公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、次の点に十分配慮する。

(ア) 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

(イ) プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

(ウ) 露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

イ 不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

ウ がれき

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

(ウ) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正な処理を行う。

(5) 避難所の廃棄物対策

町は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

(6) 近隣市町等、関係機関との協力体制の整備

町は、近隣市町等に対し、災害廃棄物等の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物の収集運搬の協力要請を行う。

2 し尿処理

(1) 実施体制

町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。特に甚大が被害を受けた場合は、県に連絡の上、相互応援協定に基づき、隣接市町、他都県からの応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 排出量の推計

町は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 収集運搬

ア 町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町村からの機材、人員の応援を求め、運搬体制を確立する。

イ 町は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

(4) 処分

町は、収集運搬したし尿をし尿処理施設で処理するほか、必要に応じて農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

(5) 留意事項

町は、収集運搬したし尿を、原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

3 廃棄物処理の特例

(1) 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

町及び県（環境森林部）は、同節1、2、3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 留意事項

町及び県（環境森林部）は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第19節 文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、町は必要な措置を講じる。

1 実施体制

災害時における児童・生徒の安全確保及び応急時の教育は町が実施する。

2 応急措置

- (1) 校長等は状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、災害時の状況により町教育委員会と連絡の上、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

3 応急時の教育施設の確保

- (1) 町教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次の表のような方法により、授業が長期的中断することのないよう、応急時の教育施設の予定場所選定について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
全部の校舎が被害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、無災害の学校、公民館等公共施設等 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

4 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 町内に災害が発生した場合、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会に教員確保の要請を行う。

5 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

6 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

(1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

7 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町または県教育委員会に報告する。

(2) 応急対策

文化財に災害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれのある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な

場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

9 社会教育施設における応急対策

(1) 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

第20節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、被害家屋の応急修理を行う。

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として町が行う。ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 住宅等の一時供給

住宅の一時供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- ア 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- イ 居住する住家がないこと
- ウ 自己の資力では住宅を確保することができないこと

(2) 供給する公営住宅等の確保

- ア 町は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- イ 町のみでは確保できない場合、県に県営住宅等の供給の要請を行う。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- ア 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- イ 居住する住家がないこと
- ウ 自己の資力では住宅を確保することができないこと

(2) 建設による応急仮設住宅の供給

- ア 設置予定場所
町において決定するものとする。
なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。
- イ 住宅の規模及び構造
1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

ウ 実施方法
県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 期間

ア 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

(1) 対象災害

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 内容

県が直営又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

(3) 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第21節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等町民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

1 道路施設対策

(1) 被害情報の収集

町は災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

- ア 道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

3 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

4 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド（株）は、被害情報、停電に関する情報等の

把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

町、消防機関は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド（株）は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド（株）は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二時災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

（ア）発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

（ウ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（エ）配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

（オ）通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 河川管理施設等の対策

町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに本章第4節で定めた警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

(1) 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡回を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

ア 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（町長）は、ただちに土木事務所長に報告するものとする。

（ア）水防団（消防団）が出動したとき

(イ) 水防作業を開始したとき

(ウ) 堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む)

イ 出動及び水防作業

(ア) 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- ・水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

- ・水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合

- ・緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

(イ) 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

(ウ) 消防機関

a 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

b 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- (a) 水防団（消防団）の団長及び班長は所定の詰所に集合する。

- (b) 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

- (c) 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

c 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

6 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防法第18条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第22節 広報活動

災害時において、住民及び観光客に迅速かつ的確な情報を提供し、町民生活の安心確保を図るため、県、防災関係機関と相互に連携して町民のニーズに対応した広報活動を行う。

1 広報活動内容

町は県、防災関係機関と連携し災害の規模、様態に応じて町民生活に關係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- (1) 災害発生情報、避難（勧告、場所等）に関する事項
- (2) 被害状況、応急対策状況
- (3) 交通規制、公共交通機関の状況
- (4) 電気、ガス、上下水道、電話等公益事業施設の状況
- (5) 医療機関
- (6) 衛生・防疫活動の状況
- (7) 給食・給水実施の状況
- (8) 衣料、食料品、生活必需品の供給状況
- (9) 道路、橋りょう、河川等公共施設の状況
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) 問い合わせ、要望、相談等の連絡方法
- (12) その他必要な事項

2 住民・観光客に対する災害情報等の提供

住民及び観光客に対しては災害情報や生活情報等をきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 防災行政無線、町広報車、消防団車輛及び消防団員、自主防災組織等の人的ネットワーク等による広範囲で組織的な情報の提供
- (2) 避難場所等への公共掲示板の設置ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (3) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、びら等を作成・配布
- (4) 各種情報の新聞広告掲載
- (5) テレビ、ラジオを利用した定時放送
- (6) パソコン通信、インターネットを活用した情報提供

3 報道機関に対する情報の発表

災害対策本部で収集した災害情報及び会議で決定した災害応急対策の情報は、すみやかに各報道機関に発表する。

4 記録写真等の収集

町は災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保存する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第23節 自発的支援の受入

災害時において、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進めるため町は、県及び関係機関と連携を図りボランティア活動を支援する。

1 災害時におけるボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 障害物の除去
- (8) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (9) 災害応急対策事務の補助
- (10) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

○町及び町社会福祉協議会の活動

町は、町地域防災計画に基づき、社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に運営できるよう被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援とともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど町民やボランティアへの周知を図る。

3 義援物資の受入・配分

(1) 義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合わせ等に対応する。

また、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町は、県と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、必要に応じてボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

4 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

(町、県、日本赤十字社栃木県支部、町及び県社会福祉協議会、義援金受付機関等)

(2) 義援金の受入

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い町土づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

1 基本方向の決定

(1) 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

県及び町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

2 迅速な現状復旧

町及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

3 計画的復興の推進

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

- (1) 県の定める復興基本方針については、以下の事項を定める。
 - ア 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - イ 特定大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針
 - ウ 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (2) 町の定める復興計画は、都道府県の復興基本方針に則して、以下の事項を定めるものとする。
 - ア 復興計画の区域

- イ 復興計画の目標
- ウ 町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他の当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

4 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、町及び県（県土整備部）は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

町及び県（県土整備部）は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）河川の治水安全度の向上

（イ）土砂災害に対する安全性の確保

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

5 復興本部の設置

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行、国及び県との連携、広域調整のため、必要に応じ、復興本部を設置するものとする。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

1 被災者のための相談、支援

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町税の特例措置

町は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき町税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（農政部）は町に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

補 助 の 種 類	対 象 農 作 物 等	対 象 被 害 率	補 助 率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農 作 物	30%～70%	1／2以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農 作 物	30%～70%	1／2以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	1／2以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農 作 物 、 桑 樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
被害果実の選果等作業費補助	果樹	30%以上	1/2以内
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助金	農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、崖崩れ、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- エ 県内のいずれかの市町において、ア又はイに規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- オ 本県に隣接する都道府県で、ウ又はエに規定する被害が発生している場合で、アからウに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る）
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊、解体、長期、避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

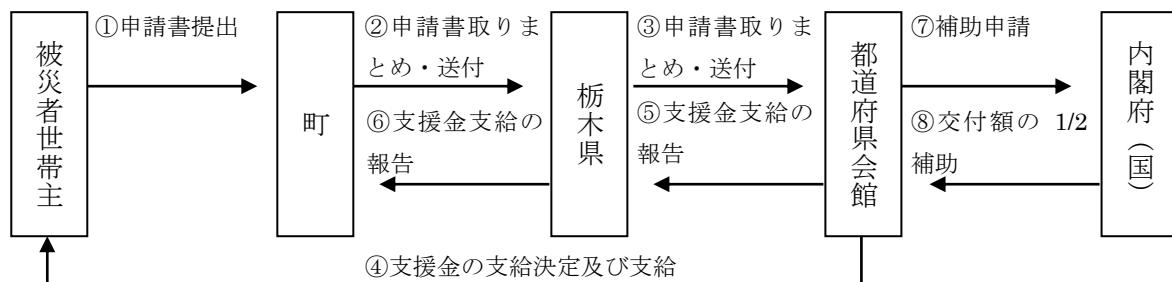
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

(4) 支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県（県民生活部）に提出する。県（県民生活部）は、当該書類を委託先である財団法人（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部に提出する。

○支援金支給事務手続



6 融資・貸付・その他資金等の支援

町及び県（県民生活部、環境森林部、保健福祉部、産業労働観光部、農政部、県土整備部）は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

○融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	町相談窓口	県担当課
支 給	災害弔意金	災害により死亡した者の遺族	保健福祉課	危機管理課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	保健福祉課	危機管理課
貸 付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	保健福祉課	危機管理課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	保健福祉課 町社会福祉協議会	保健福祉課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	観光商工課	労働政策課
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	観光商工課	経営支援課
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	ふるさと定住課	住宅課

	資金名等	対象者	町相談窓口	県担当課
貸付	災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金) (家畜再生産資金)	災害条例の適用町長の認定を受けた被害農漁業者	農林振興課 農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	町長の認定を受けた被害農業者	農林振興課 農業協同組合等	経済流通課
	災害により被害を受けた 中小企業向け融資 ・国民生活事業「災害貸付」 ・中小企業事業「災害普及貸付」	町長の認定を受けた被害農林漁業者	農林振興課	経済流通課 林業振興課

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、町は県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁	県担当課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1)河 川 (2)砂防設備 (3)林地荒廃防止施設 (4)地すべり防止施設 (5)急傾斜地崩壊防止施設 (6)道 路 (7)下水道 (8)公 園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1)農地・農業用施設 (2)林業用施設 (3)共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業振興課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 (1)公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2)私立学校施設（激甚災害法） (3)公立社会教育施設（激甚災害法） (4)文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	文書学事課・こども政策課 生涯学習課スポーツ振興課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	廃棄物対策課
7 医療施設災害復旧事業 (1)公的医療機関 (2)民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1)街路 (2)都市排水施設 (3)堆積土砂排除事業 (4)湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1)罹災者公営住宅の建設 (2)既設公営住宅の復旧 (3)既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1)災害関連緊急治山事業 (2)災害関連緊急地すべり防止事業 (3)災害関連緊急砂防事業 (4)災害関連緊急地すべり対策事業 (5)災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6)災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
12 その他の災害復旧事業等 (1)鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2)公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3)その他の復旧作業	国土交通省 〃 (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)

2 災害復旧事業実施方針

（1）災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

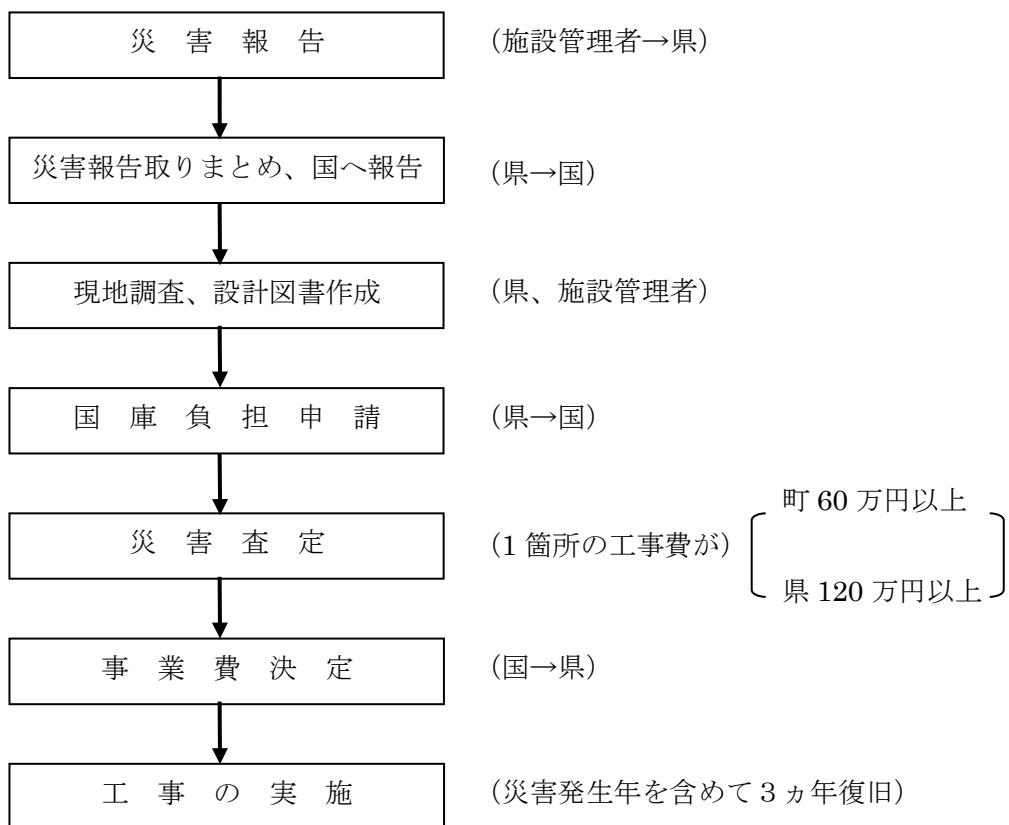
（2）災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

3 災害復旧事業事務手続き

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続きは次のとおりである。

○公共土木施設災害復旧事業事務手続



4 激甚災害の指定に関する計画

(1) 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

(2) 激甚災害に関する調査

ア 県(各部)は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害(本激)、局地激甚災害(局激)の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する
イ 県の関係各部は、激甚法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

ウ 町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

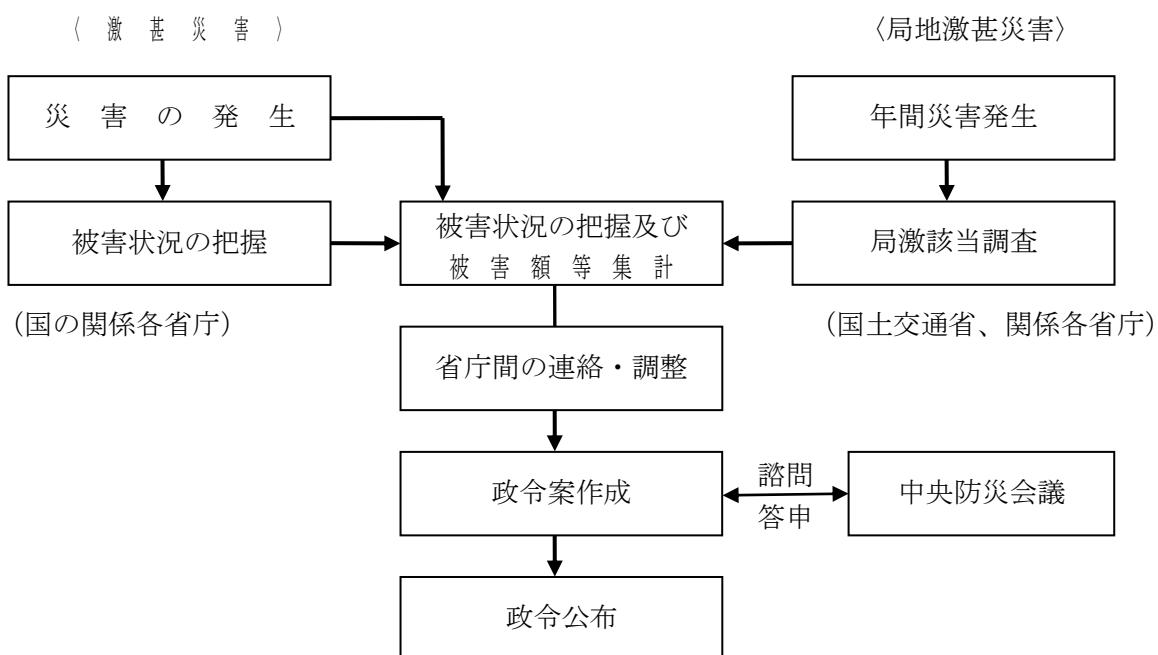
(3) 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けるべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

(4) 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

○激甚災害指定手順



(注) 局地激甚災害は、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年（1月～2月頃）手続きを行う。

5 適用措置と指定基準

(1) 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3条、第4条)	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>[B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円

適用措置	指定基準
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 〈法第6条〉	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉	<p>次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>[B基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） >当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5%</p> <p>[B基準] 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門） 推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%

適用措置	指定期準
中小企業信用保険による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ） >当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額 ×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害>当該年度の当該都道府県の 中小企業所得推定額×2%
中小企業者に対する資金の融通に関する特例 〈法第15条〉	ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置を講じることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第12条〉	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉	
市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉	
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数>4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある 1 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上

適用措置	指定基準
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される灾害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される灾害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

(2) 局地激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税収×50%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1000万円未満のものを除く)
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 〈法第6条〉	ただし、当該経費の額を合算した額が概ね5000万円未満の場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積> 当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%

適用措置	指定基準
中小企業信用保険による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1000万円未満の場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が概ね500万円未満の場合は除かれる。
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 〈法第13条〉	
中小企業者に対する資金の融通に関する特例 〈法第15条〉	
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用